

令和4年4月1日より

紹介状をお持ちでない初診患者さんの 自己負担（選定療養費）が

3,300円（税込）になります。

厚生労働省の方針として、急性期基幹病院と診療所の役割分担を推進するため、令和4年4月1日より紹介状をお持ちでない初診患者さんの制度が改訂されます。

上記の方針により、当院でも初診時の自己負担（選定療養費）を1,000円から3,300円に変更いたします。

※緊急受診、休日、夜間などの場合、診療情報提供書は必要ありません。

診療情報提供書（紹介状）をご持参されますと、

1. 病気の経過がよくわかります
2. どの診療科を受診していただくとういかわかります
3. 同種の検査を重複して行わなくて済みます
4. 診断が迅速にできます

下記の項目に該当する方は、選定療養費のご負担はありません。

**他院からの紹介状
（診療情報提供書）をお持ちの方**

特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があり、医師による「診療情報提供書」を持って受診された場合を含む

**当院に通院中で、
診療科間での院内紹介により
受診を指示された方**



**災害により被害を受けた方
労働災害、公務災害、交通事故
自費診療の方**

**その他緊急やむを得ない
事情がある方**

- ・公費負担医療制度の受給対象者（指定難病、自立支援、生活保護等）
- ・救急車で来院された方、外来受診後そのまま入院となった方

※診療報酬の改定やツカザキ病院の患者動向により、変更することがあります。

ご不明な点はツカザキ病院 医事課までお問い合わせください。

☎ 079-272-8555（病院代表）

社会医療法人三栄会
ツカザキ病院